

「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧【関東地方】(令和3年4月現在)

は新規施策

<茨城県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
地域子ども食堂運営補助 (R3年度予算額 3,120千円)	地域こども食堂を運営する団体等(日立市社会福祉協議会から交付)	(1)目的 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、地域住民が作った温かい食事を子どもたちに提供する事業に要する経費を助成する。 (2)内容 運営食材費、従事者費用弁償、従事者保険料、文具玩具等購入費 (3)補助率 10/10 (4)内訳(7か所での開催) 十王・日立・久慈(年13回) 1か所当たり年額266,000円×3か所 = 798,000円 成沢・諏訪・南高野(年24回) 1か所当たり年額469,500円×3か所 = 1,408,500円 埴山(年48回) 1か所当たり年額913,500円×1か所 = 913,500円	日立市 保健福祉部社会福祉課 TEL 0294 22 3111 (内線740)
子育て広場推進事業補助金 (R3年度予算額 1,130千円)	任意団体等	駅前子どもふれあい広場において子育て広場推進事業を実施する者に対し、当該事業に要する経費を補助する。 ・補助対象経費 人件費、需用費、役務費等 ・補助率 1団体に対し、113万円を限度に助成	結城市 保健福祉部子ども福祉課子育て支援係 TEL 0296-34-0427
取手市協働提案型公募補助金 (審査採択後、次年度予算確保)	市内で公益的な活動を実施する市民活動団体	市内で実施される、市民の自発的な公益活動を支援する制度 スタートコース 上限50万円/年(最長3年)補助率100%以下 ステップアップコース 上限50万円/年(最長3年)補助率50%以下 子供の居場所づくりに限定した制度ではないが、そのような内容の事業の応募があり、審査の結果採択となれば、補助対象となりうる。	取手市 総務部市民協働課 TEL 0297-74-2141
つくば市みんなの食堂事業補助金 (R3年度予算額 500千円)	市内でみんなの食堂(子ども食堂)を運営する団体	食を通じて地域の子ども及び大人と交流することができる地域の交流スペースとしてのみんなの居場所となる食堂の運営を支援し、及び新規開設を促進することを目的として補助金を交付する。 ・補助率10/10 ・月1回開催上限5万円、毎月2回以上開催上限10万円 ・補助対象経費 施設の使用料及び賃借料、光熱水費、食材費(参加者の実費負担分除く)、消耗品費、備品購入費、保険料、広報経費等	つくば市 福祉部社会福祉課こども未来室 TEL 029-883-1111
プレーパーク活動支援補助金 (R3年度予算額 400千円)	プレーパーク活動を実施する団体(任意団体も可)	プレーパークの管理および運営に関する事業並びにプレーパークの普及啓発に関する事業に対し財政的な支援を行う。 1団体当たり20万円を上限とし、2団体を想定している。	ひたちなか市 福祉部福祉事務所子ども政策課 TEL 029-273-0111 (内線7227)

<p>子どもの居場所運営支援事業補助金 (R3年度予算額 4,000千円)</p>	<p>ひたちなか市内で子どもの居場所運営事業を実施する団体・個人等</p>	<p>社会性を身につける年齢である主に小学校5、6年生の子どもたちが、放課後に地域の方々や団体等とコミュニケーションをとりながら安心して過ごすことが出来る居場所の提供を行う。 団体・個人に対し、当該事業に要する経費を補助する。 ・補助率 10/10 ・補助額 最大40万円(1か所・年) ・補助対象経費 報償費、需用費、備品購入費等</p>	<p>ひたちなか市 福祉部福祉事務所子ども政策課 TEL 029-273-0111 (内線7227)</p>
<p>筑西市子ども食堂支援補助金 (R3年度予算額 50千円)</p>	<p>筑西市内で子ども食堂を運営する法人又は任意団体</p>	<p>子どもの孤食の減少を図り、子どもが安心できるように地域の居場所をつくり、また、子育ての支援をするため子ども食堂に係わりのある事業を実施する団体に対して、運営に要する費用の一部を補助する。 ・補助額 上限5万円 ・補助対象経費 食品衛生に関する経費 運営に関する保険の経費 など</p>	<p>筑西市 保健福祉部 社会福祉課 TEL 0296-22-0525</p>
<p>子ども食堂支援事業 (R3年度予算額 2,018千円)</p>	<p>つくばみらい市社会福祉協議会</p>	<p>子ども食堂の運営に関する食材費、従事者検便費用、消耗品費の一部を助成する。</p>	<p>つくばみらい市 保健福祉部社会福祉課 TEL 0297-58-2111 (内線4105)</p>
<p>子育て広場推進事業 (R3年度予算額 937千円)</p>	<p>小美玉市社会福祉協議会</p>	<p>子育ての輪を広げる場及び機会を提供できるよう、乳幼児とその保護者を対象として毎週土・日曜日に「遊びの場の提供」と「保護者同士の交流の場」とするため各種事業を実施する。</p>	<p>小美玉市 教育委員会子ども課 TEL 0299-48-1111 (内線2243)</p>
<p>阿見町地域子ども食堂支援事業 (R3年度予算額 390千円)</p>	<p>町内で地域子ども食堂を開設し、継続的に運営する任意団体又は非営利団体で、以下の要件を全て満たすもの。 町内に住所を有し、活動する団体又は町内に主たる活動拠点を有する団体で、1年以上継続して地域子ども食堂を運営する意志及び能力を有するもの。 団体規則、会則その他の組織運営に関する事項を定めたものがあること。 代表者が明確であること。 次条の規定による補助対象事業の実施に際し、明朗な会計及び経理を実施し、その報告が可能な体制を有していること。 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的としないこと。 活動内容が、公序良俗に反するものでないこと。 町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等と密接な関係にある団体でないこと。</p>	<p>子ども等に無料又は低額で食事を提供するとともに、地域で安心して過ごすことのできる居場所として設置する地域子ども食堂の運営を行う団体に対し、交付する。 ・開設経費補助金 5万円 ・運営経費補助金 5千円に当該年度の開催回数に乗じて得た額(ただし、当該金額が12万円を超えた場合は、12万円) ・補助対象経費 修繕費等、貸借料又は会場借上料、備品購入費、消耗品費、食材費、光熱水費、印刷費、役員費、保険料</p>	<p>阿見町 保健福祉部社会福祉課 TEL 029-888-1111</p>

<栃木県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
要支援児童健全育成事業 (R3年度予算額 26,000千円)	養育放棄等の状況にある要支援児童に、放課後及び長期休業中に、居場所を提供するとともに、基本的な生活習慣や学習支援などの支援等を行う団体等	要支援児童に、健全な家庭の養育を経験・学習させる事業を行う団体に対し、当該事業に要する経費を補助する。 ・補助対象経費 事業を実施するための人件費、不動産賃貸料など(補助率10/10)上限1団体あたり1,300万円 ・補助対象 2団体	宇都宮市 子ども部子ども家庭課子ども家庭支援室 TEL 028-632-2750
市民活動助成事業 (R3年度予算額 3,378千円)	自主的で公益的な活動を実施する市民活動団体	市民活動団体の自主的で公益的な活動のきっかけづくりや、新規事業や事業拡大の促進など、団体の自立化と活発化を推進することを目的に活動資金等を助成する。(補助率1/2) ・スタート支援 1団体あたり上限15万円(1回限り) ・ステップアップ支援 1団体あたり上限30万円(2回まで) ・連携支援 1事業あたり上限30万円(2回まで) 子ども食堂や学習支援に活用される。	宇都宮市 市民まちづくり部みんなでまちづくり課 TEL 028-632-2900 <a href="https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kyodo/np/1006191.html">https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kyodo/np/1006191.html</a>
青少年の居場所づくり事業交付金 (R3年度予算額 1,341千円)	地区青少年育成会など、地域において「青少年の居場所」を設置・運営しようとするもの	青少年が気軽に立ち寄り、かつ、自由に集まることができる「青少年の居場所」の設置・運営にかかる費用の一部を補助する。 ・運営費補助 上限12万円 ・新規開設経費補助 上限5万円	宇都宮市 子ども未来課 TEL 028-632-2344
子育て支援事業 (R3年度予算額 27,813千円)	放課後児童健全育成事業を運営している指定管理者や地域の運営委員会	平日の午前中に、乳幼児とその保護者の交流の場を提供する子育て支援事業を市が指定管理者等に委託して実施する。	宇都宮市 教育委員会事務局生涯学習課 TEL 028-632-2676
子ども食堂開設運営補助金 (R3年度予算額 200千円)	NPO法人、社会福祉法人、任意団体	子どもの居場所づくりを目的として、子どもに対して無料又は低料金による食事の提供。学習の支援を行う施設の開設等に必要経費を補助する(上限10万円)。	栃木市 子ども未来部子育て支援課児童家庭係 TEL 0282-21-2226
要保護児童等対策支援事業 (R3年度予算額 200千円)	子ども食堂を開設する者	子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる地域の居場所づくりと、保護者への子育て支援を行うために必要な経費を助成する。(上限20万円) ・助成対象経費 事業を開始するにあたり整備すべき建物・設備の改修または設備、備品及び消耗品の購入費	鹿沼市 子ども未来部子ども総合サポートセンターこども・家庭相談係 TEL 0289-63-2177
子どもの居場所づくり事業費補助金 (R3年度予算額 200千円)	公益法人、一般法人、NPO又は任意団体で、子どもの居場所づくりのための事業を行うもの	子どもの居場所づくりのための事業に必要な運営費として、1団体あたり年額10万円を限度に交付する。 ・児童その他支援の必要な者が、楽しく集うための居場所づくり事業 ・児童その他支援の必要な者が、地域で安心して生活できるための情報を発信する事業	矢板市 健康福祉部子ども課子育て支援担当 TEL 0287-44-3600

<p>市民活動補助事業 (R3年度予算額 3,780千円)</p>	<p>次の要件に全て該当する団体          公益活動を目的とする団体等であること          市内で活動実績がある市民活動団体等であること(今後において活動を予定する場合を含む。)          5人以上の会員で組織され、継続して活動できる見込みがある市民活動団体等であること</p>	<p>市民主体のまちづくりに向け、持ち味を生かした自主的な取組事業を募集し、審査により採用された事業に係る経費の一部を補助する。          【新規】          ・選択制で1回限り          ・トライコース(補助率10/10) 上限1団体あたり5万円          ・スタートコース(補助率3/4) 上限1団体あたり10万円          【継続ステップアップ】          ・1事業につき4回まで          ・2～3年目(補助率3/4) 上限1団体あたり30万円          ・4～5年目(補助率1/2) 上限1団体あたり30万円          子ども食堂や学習支援に活用されうる。</p>	<p>下野市          総合政策部市民協働推進課          TEL 0285-32-8887</p>
<p>芳賀町子どもの居場所づくり事業 (R3年度予算額 333千円)</p>	<p>社会福祉法人及び任意団体等</p>	<p>学童や乳幼児及びその親が気軽に集まることができる居場所づくりのため、必要な経費を公費負担する。</p>	<p>芳賀町          子育て支援課          TEL 028-677-1333</p>
<p>那須塩原市子ども・子育て夢基金助成事業 (R3年度予算額 1,500千円)</p>	<p>自主的で公益的な活動を実施する市民団体等</p>	<p>地域での子育て支援活動等に対する助成          上限5万円          子どもの居場所づくり(子ども食堂)及び居場所づくりに加えて学び等の支援を行う活動に対する助成          ・運営 開催1回/日 5千円          ・開設 上限10万円          ・拡充 上限5万円          対象経費 報償費、需用費、燃料光熱水費、役務費、使用料、賃借料、備品購入費</p>	<p>那須塩原市          子ども未来部子育て支援課子ども福祉係          TEL 0287-46-5532</p>

<群馬県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
子どもの居場所づくり応援事業補助金 (R3年度予算額 1,000千円)	子どもの居場所づくり事業に取り組む民間団体	子どもの居場所未設置市町村に子どもの居場所を新規開設した場合に要する経費への補助。 定額 1団体20万円以内	群馬県 生活こども部私学・子育て支援課 TEL 027-226-2622
子どもの居場所づくり応援補助金 (R3年度予算額 300千円)	市内の子どもの居場所づくり事業を実施する民間団体	当該事業に要する経費を補助する。(1団体に対し、5万円を限度に助成) ・補助対象経費 食品提供・衛生管理体制の整備に必要な経費(子ども食堂の開始初年度に限る)、食品衛生法関係営業許可申請手数料、食品衛生責任者養成講習会の受講料、備品購入費 運営に必要な経費 保険料、消耗品購入費、広報にかかる経費、行事費	桐生市 子育て相談課 TEL 0277-46-5031
太田市子ども食堂支援事業 (R3年度予算額 1,000千円)	市内に活動拠点のある団体	こどもの孤食を減らすための居場所づくり及び保護者への子育て支援を目的とし、子ども食堂を運営する団体に対し当該事業に要する経費の一部を補助する。 ・補助対象経費 光熱水費、施設使用料、食材費、消耗品費、保険料、食品衛生講習受講料 ・補助金の額 補助対象経費を合算した額の1/2以内、上限25万円以下	太田市 福祉こども部 社会支援課 TEL 0276-47-1957
藤岡市子どもの居場所づくり支援事業補助金 (R3年度予算額 1,300千円)	(1)市内で子ども食堂の開設又は遊びの提供等(学習支援を除く)を通じて、子どもの居場所づくりを行っている団体。 (2)宗教活動、政治活動又は営利を目的とする団体でないこと。 (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体でないこと。 (4)団体の活動内容が公序良俗に反しないこと。 (5)他から同様の補助金の交付を受けていないこと。	左記に該当する団体が実施する子どもの居場所づくりの事業。学習支援事業は除く。補助金の額は、備品購入費を除く補助対象経費の実支出額から補助対象経費に掛かる寄付金又は、その他の収入額を控除した額と20万円を比較し、少ない方の額を上限とし、予算の範囲内で決定する。備品購入費に係る補助金の額は、新規に事業を開始する初年度のみ交付の対象とし、備品購入に係る実支出額と5万円を比較し、少ない方の額を上限とし、予算の範囲内で決定する。 補助対象経費 人件費・事業費・役員費・備品購入費	藤岡市 子ども課子ども家庭支援係子どもの居場所づくり担当 TEL 0274-40-2286
富岡市子どもの居場所づくりネットワーク補助金 (R3年度予算額 300千円)	子どもの居場所づくりを実施するボランティア、NPO活動等を行う組織又は団体。(市内に所在する支援団体であることなど他に要件あり)	次に掲げる事業の実施に要した事務費用を補助対象とし、年間6万円を上限とする。 学習の支援を含む子どもの居場所づくり 食事の提供を含む子どもの居場所づくり 上記 に要した消耗品費、印刷製本費	富岡市 子ども課子育て相談係 TEL 0274-62-1511 Email soudan@city.tomioka.lg.jp
安中市子ども食堂連絡協議会補助金 (R3年度予算額 70千円)	安中市子ども食堂連絡協議会	安中市子ども食堂連絡協議会へ、子ども食堂を運営する団体の、保険料、食品衛生講習受講料、広報等に係る経費等。	安中市 子ども課 TEL 027-382-1111
みどり市地域創生支援事業補助金 (R3年度予算額 2,000千円) (うち子ども食堂に係る予算額 600千円)	以下の要件すべてに該当する団体 5人以上の構成員を有し、その過半数が市内に在住、在勤又は在学していること 市内に活動拠点を有し、かつ、市内において活動を行っていること 団体の運営に関する規約等を備えていること 市から他の負担金、補助金又は交付金を受けていないこと 宗教、政治又は営利活動を目的とする団体でないこと	補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費とする。 補助金の額は、予算の範囲内で対象経費の4/5以内(限度額80万円) ただし、既存事業に係る補助金の額は、2年目7/10以内(限度額70万円)、3年目3/5以内(限度額60万円)  新規申込みは受け付けておりません。	みどり市 企画課 TEL 0277-76-0962

<p>玉村町子ども食堂支援事業補助金 (R3年度予算額 50千円)</p>	<p>町内で子ども食堂の運営を行っている法人、個人又は任意団体</p>	<p>子ども食堂の運営に必要な食材等の購入に係る経費を支援 (1事業者につき1万円を限度)</p>	<p>玉村町 健康福祉課 TEL 0270-64-7705</p>
<p>子ども食堂事業 (R3年度予算額 1,400千円)</p>	<p>町内において1年以上継続して子ども食堂を実施する意思及び能力を有する者</p>	<p>家庭的な環境の中で食事をする機会の少ない子どもの孤食を防止し、及び居場所を確保するため、子ども食堂の準備経費及び活動経費を支援する。 準備経費補助金 上限15万円 活動経費補助金 上限25万円 なお、平成31年4月26日告示の「大泉町子ども食堂支援事業補助金交付要綱」により、以下のとおり事業の趣旨を改正した。補助金上限額は変更なし。 「家庭的な環境の中で食事をする機会の少ない子どもの孤食を防止、居場所の確保並びに地域間及び世代間の交流を目的として、子ども食堂の準備経費及び活動経費を支援する。」</p>	<p>大泉町 福祉課 TEL 0276-62-2121 (内線731)</p>
<p>邑楽町協働のまちづくり活動支援事業補助金 (R3年度予算額 1,000千円)</p>	<p>地域を支える人づくり及び仕組み作りに係る事業を実施できる団体で、構成員が5名以上で、その半数が町内在住者で構成されており、規則を有する団体</p>	<p>町民と町とが一体となって協働の地域づくりを推進するため、町民を構成員とする団体が自主的に実施する地域の活性化等に資する事業に要する経費に対し、活動支援事業補助金を交付する(地域を支える人づくり及び仕組み作りに係る事業を実施する団体に対し、補助金限度額5万円)。</p>	<p>邑楽町 企画課 TEL 0276-88-5511</p>

<埼玉県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
さいたま市子どもの居場所づくり事業(多世代交流会食) (R3年度予算額 3,230千円)	子どもの居場所づくり及び地域における世代間の交流を図るための会食を実施する市内の団体等	子どもの居場所づくり事業(多世代交流会食)の実施に要する経費の一部を補助する。 子ども及びボランティアに提供する食事に係る材料費 1人あたり400円上限 事業の実施に必要なとなる運営費 運営費の1/2の額(10万円上限)	さいたま市 子育て支援政策課 企画係 TEL 048-829-1909
子どもの居場所づくり支援事業補助金 (R3年度予算額 600千円)	食事の提供を含む子どもの居場所づくりを実施する団体又は個人	子ども食堂等、食事の提供を含む子供の居場所づくりを実施する団体に対して、必要な経費の一部を補助する。 ・補助対象経費 運営に要する経費のうち食材費、家賃、施設利用料、光熱費、保険料、広報費、消耗品費 ・補助金額 補助対象経費から事業実施に係る収入を控除した額(上限 開催回数×1万円と12万円の少ない方の額)	行田市 健康福祉部子ども未来課 TEL 048-556-1111 (内線286)
秩父市子どもの居場所づくり推進事業交付金 (R3年度予算額 1,644千円)	・市内の町会又は区等の団体 ・非営利団体で、市内に住所を有するもの ・その他市町が適当と認める団体	地域における子どもの居場所を推進するための交付金 ・開設経費交付金 ・運営経費交付金	秩父市 福祉部社会福祉課 TEL 0494-25-2504
所沢市子ども広場設置事業費及び整備事業補助金 (R3年度予算額 1,000千円)	子ども広場を管理運営する市内自治会長	自治会、町内会等(以下「自治会等」という。)が子ども広場を設置又は整備する経費に対し補助金を交付する。 設置事業費補助金 総工事金額が300万円以上の場合...150万円まで 総工事費が300万円未満の場合...事業に要する経費の1/2以内 整備事業費補助金 総工事金額が100万円以上の場合...50万円まで 総工事金額が100万円未満の場合...事業に要する経費の1/2以内	所沢市 子ども未来部青少年課 TEL 04-2998-9103
春・夏休みのおそびイベント運営委託 (R3年度予算額 281千円)	NPO法人	春休み、夏休みの子どもの居場所づくりとして事業実施。事業の実施に必要な経費を委託料として支払う。	東松山市 子育て支援課 TEL 0493-63-5005
大岡子育てひろば運営委託 (R3年度予算額 486千円)	NPO法人	市内の子育て支援拠点等がない地区において、乳幼児の居場所づくりとして事業を実施。事業実施に必要な経費を委託料として支払う。	東松山市 子育て支援課 TEL 0493-63-5005
子どものひろばイベント運営委託 (R3年度予算額 234千円)	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	放課後等の子どもの居場所づくりとして、年5回程度事業を実施。事業の実施に必要な経費を委託料として支払う。	東松山市 子育て支援課 TEL 0493-63-5005
子どものひろば管理委託 (R3年度予算額 5,066千円)	公益社団法人東松山市シルバー人材センター	放課後等の子どもの居場所としての子どものひろばの適正な管理を行う。事業の実施に必要な経費を委託料として支払う。	東松山市 子育て支援課 TEL 0493-63-5005

<p>子ども食堂補助事業〔(社)狭山市社会福祉協議会で実施〕 (R3年度予算額 500千円)</p>	<p>子ども食堂運営団体</p>	<p>(社)狭山市社会福祉協議会に交付している「(社)狭山市社会福祉協議会事業費補助金」から「子ども食堂補助事業」に補助金を支給。</p> <p>(社)狭山市社会福祉協議会の行う「子ども食堂補助事業」の内容は以下のとおり。</p> <p>(1)子ども食堂運営支援金事業 子ども食堂を支援するため、子ども食堂の運営にかかる経費の一部を助成するもの。1団体につき最大90,000円を助成、3年を限度とする。</p> <p>(2)子ども食堂普及啓発事業 子ども食堂の活動について、広く周知を図るため、子ども食堂マップの作成・配布を含む各種情報を発信するもの。</p> <p>(3)子ども食堂運営相談事業 住民主体で子ども食堂の運営を計画または実施している団体からの各種相談を受け付け、協力を得られそうなボランティアや地域の団体等の紹介や調整等を行うもの。</p>	<p>狭山市 福祉政策課総務・政策担当 (内線1512)</p>
<p>戸田市共創のまちづくり補助金 (R3年度予算額 4,000千円)</p>	<p>市民活動団体やNPO法人</p>	<p>行政と市民活動団体のそれぞれが持つメリットを活かし協働で実施する事業に対し補助金を交付する。また、市民活動団体の育成支援として団体への運営補助や団体が単独又は連携して実施する公益性が高い事業に対するの補助を実施する。</p> <p>育成支援コース スタートアップ運営補助 上限5万円 単独事業補助 上限20万円 団体協働事業補助 上限50万円 市民協働コース 行政提案事業補助 基準額100万円 市民提案事業補助 基準額100万円</p>	<p>戸田市 市民生活部協働推進課市民交流担当 TEL 048-441-1800</p>
<p>子どもの居場所事業企画運営業務委託事業 (R3年度予算額 297千円)</p>	<p>企画案を実施できる知識、技術等のある団体で、宗教活動・政治活動・営利行為を主たる目的としない団体</p>	<p>子どもたちのための居場所事業を企画する団体に、事業を委託する。 (上限49,500円(消費税込))</p>	<p>入間市 こども支援部青少年課青少年活動センター TEL 04-2962-1005</p>
<p>地域保健福祉活動振興事業 (R3年度予算額 1,700千円)</p>	<p>市内に事務所を有し、主な構成員が市民で、主に市内で活動している福祉関係団体等</p>	<p>在宅保健福祉の普及及び向上、健康づくり、生きがいづくり又はボランティア活動の活発化等を図ることを目的として、平成5年度から補助金を交付している(上限額 25万円)。</p> <p>「子どもの居場所」づくりへの直接的な支援ではないが、子どもを対象とした「無料学習支援教室」事業や「子ども食堂」事業にも補助金を交付している。</p>	<p>朝霞市 福祉部福祉相談課 TEL 048-463-1594</p>
<p>冒険遊び場づくり実施業務委託 (R3年度予算額 2,802千円)</p>	<p>NPO法人あさかプレーパークの会</p>	<p>プレーパーク事業。子どもが自由に遊べる環境づくりを行い、子供を中心とした地域社会の活性化に寄与することを目的とし、市からNPO法人あさかプレーパークの会へ業務委託を実施。</p>	<p>朝霞市 みどり公園課 TEL 048-463-0374(直通)</p>



<p>朝霞市市民活動団体支援補助金 (R3年度予算額 420千円)</p>	<p>NPO法人等 (市民を含む構成員が5人以上であること等の要件有)</p>	<p>社会に貢献しようとする市民の自主的な活動(市民活動)を行う団体に対して、その経費の一部を補助することによって、市民活動の活性化を支援する。 NPO法人の新設補助(3万円上限) 特定非営利活動( )に係る市内で実施する事業(3万円上限)  特定非営利活動促進法に規定する、保健、医療又は福祉の増進を図る活動や、子どもの健全育成を図る活動等 「子どもの居場所」づくりへの直接的な支援ではなく、市民活動を行う団体に対する補助金であり、市民活動の活性化を支援することを目的としている。</p>	<p>朝霞市 市民環境部地域づくり支援課市民活動支援係 (市民活動支援ステーション・シニア活動センター) TEL 048-463-1417</p>
<p>和光市プレーパーク事業運営業務委託契約 (R3年度予算額 1,020千円)</p>	<p>NPO法人わこう子育てネットワーク</p>	<p>プレーパーク事業により、地域団体と協働し、子どもにとって学校や家以外の居場所をつくるとともに、集団に馴染めない、何らかの障害を持つなど様々な事情を持つ子どもに対しても開かれた居場所づくりを目指す。 また、本事業については、幼少期に外遊びの大切さを周知し、参加者同士が交流することで子どもの育ちを支援する事業としても実施している。</p>	<p>和光市 子どもあんしん部保育施設課 TEL 048-424-9131(直通)</p>
<p>富士見市子ども未来応援基金 (民間出資による)</p>	<p>NPO法人又は任意団体等で、子どもの居場所づくりのための事業を行うもの</p>	<p>子どもの居場所づくりのための事業に必要な額の一部を交付する。 運営経費(年度ごと1団体150,000円以内) 準備経費(開設にあたって1回のみ1団体200,000円以内)</p>	<p>富士見市 子ども未来応援センター TEL 049-252-3773  富士見市社会福祉協議会 TEL 049-254-0747</p>
<p>提案型協働事業補助金 (R3年度予算額 400千円)</p>	<p>市内において公益的な活動を行う市民団体</p>	<p>市内における市民活動を支援し、市民が主役となる自立性の高いまちづくりを推進することを目的に、事業実施に係る経費を補助する。 上限 10万円(複数年度実施の場合、交付期間は3年を限度とする) 子ども食堂に対する活動実績あり</p>	<p>坂戸市 市民生活課市民活動推進係 TEL 049-283-1331</p>
<p>子どもの貧困対策活動支援事業運営補助 (R3年度予算額 440千円)</p>	<p>NPO法人</p>	<p>子どもの貧困対策を行う事業者の情報を集約し、効果的に発信するとともに、支援者間の連携を推進するためのポータルサイトの保守に要する費用を補助する。</p>	<p>鶴ヶ島市 こども支援課 TEL 049-271-1111</p>
<p>横瀬町地域パワーアップ助成金 (R3年度予算額 650千円)</p>	<p>町内に活動拠点がある公益的な活動を行う団体</p>	<p>自発的かつ主体的な地域づくりを支援し、地域のパワーアップを促進するとともに、町民との協働によるまちづくりの実現に向け、町内の地域づくり団体が行う次の活動に対し、助成金を交付する(上限 1団体・1事業につき50万円)。  地域の全域又は全住民を対象とし、参加者又は活動者等が相当程度見込める活動(助成率100/100以内) 地域の全域又は全住民を対象とし、参加者又は活動者等がある程度見込める活動(助成率75/100以内) 地域の一部のエリア又は住民等を対象とし、参加者又は活動者等が相当程度見込める活動(助成率50/100以内)</p>	<p>横瀬町 まち経営課政策・秘書・広報グループ TEL 0494-25-0112</p>

<p>冒険遊び場づくり実施業務委託 (R3年度予算額 2,102千円)</p>	<p>NPO日本冒険遊び場づくり協会</p>	<p>プレパーク事業。こどもが自由に遊べる環境づくりを行い、子供を中心とした地域社会の活性化に寄与することを目的とし、町からNPO日本冒険遊び場づくり協会へ業務委託を実施する予定。</p>	<p>小鹿野町 住民生活課子育て包括支援室 TEL 0494-75-4101(直通)</p>
---	------------------------	--	--

<千葉県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
どこでもこどもカフェ (R3年度予算額 600千円)	市民団体、NPO法人等	地域交流の拠点となっている公民館などを活用し、市民ボランティアなどが中心となって開催する、学校でも家庭でもない気軽な子どもの居場所「どこでもこどもカフェ」の運営を支援する。	千葉市 こども未来局こども未来部こども企画課 TEL 043-245-5673
木更津市協働のまちづくり活動支援事業交付金 (R3年度予算額 4,250千円)	市民活動団体等	市民活動団体等が、地域が抱える様々な課題の解決に向けて、自主的・自発的に行う公益性のある事業に要する費用の一部に対し、支援金を交付する。 補助率 対象経費の2/3(上限50万円)	木更津市 市民部市民活動支援課市民活動係 TEL 0438-23-8610
市民活動助成制度 (R3年度予算額 2,299千円)	次の要件の全てに該当する市民活動団体。 市内に事務所又は活動場所を有すること。 構成員が5人以上であること。 団体の運営に関する規約、会則を定めていること。 適切な会計処理が行われていること。	新たな市民活動を立ち上げるため、また、既存の活動をさらに発展させるための事業に助成する。 スタート助成 上限10万円 ステップアップ助成 上限30万円 (補助率 9/10) 同事業でそれぞれ2年が限度 子ども食堂や子どもの居場所関連事業に活用可能	松戸市 市民部市民自治課 TEL 047-366-7318
協働事業提案制度 (R3年度予算額 1,230千円)	次の要件の全てに該当する市民活動団体。 市内に事務所又は活動場所を有すること。 構成員が5人以上であること。 団体の運営に関する規約、会則を定めていること。 適切な会計処理が行われていること。	提案者と市が協働することによって相乗効果が期待できる公益性の高い事業であって、地域の課題に対し、これまでにない取り組みを行う先進的モデル事業に助成する。 上限額50万円 (補助率 9/10) 同事業で3年が限度 子ども食堂や子どもの居場所関連事業に活用可能	松戸市 市民部市民自治課 TEL 047-366-7318
野田市市民活動団体支援補助金 (R3年度予算額 1,500千円)	野田市市民活動支援センターに登録のある市民活動団体	市民活動団体の組織基盤の強化や事業発展のための取組に対して補助金を交付する。 設立5年未満の団体 補助金 10万円以内 補助率 9/10 設立5年以上の団体 補助金 20万円以内 補助率 8/10	野田市 市民生活部市民生活課 コミュニティ係 TEL 04-7123-1083
市民協働事業助成金 (R3年度予算額 1,000千円)	市民公益活動団体として登録している団体(公益的な活動を行う市内NPO法人やボランティア団体)	市民公益活動団体が自主的に行う地域課題の解決に資する事業に対して支援を行う。 助成額 事業に要する経費の1/2以内、上限50万円 同一事業につき最大3回まで	佐倉市 市民部自治人権推進課 TEL 043-484-6127

<p>柏市公益活動支援補助金(柏・愛らぶ基金) (寄附額が原資となる)</p>	<p>以下の要件を満たす団体 設立から満3年以上経過し、又は柏市民公益活動育成補助金(たまご補助金)の交付を1回以上受けたことがあること。 当該団体の全ての活動のうち、柏市民公益活動促進条例で定める市民公益活動であること。 柏市民公益活動促進基金団体として登録されていること。 その他いくつかの要件あり</p>	<p>市民公益活動団体が柏市で継続的に活動するために、市民の方からの寄附(ふるさと寄附制度対象)をもとに柏市の市民活動を支える制度である。 補助率 10/10 補助上限額 前年度の寄附額が上限額となる 「子供の居場所」づくりへの直接的な支援ではないが、そのような内容の事業を実施している該当団体は、支援の対象となりうる。</p>	<p>柏市 地域づくり推進部協働推進課 TEL 04-7167-0941</p>
<p>鎌ヶ谷市市民活動応援補助金 (R3年度予算額 3,648千円)</p>	<p>市民公益活動団体(特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動を行う団体) 子どもの貧困対策を行う団体も対象となる場合がある。</p>	<p>市内で実施する公益的な事業で、交付決定後に開始する新規事業(団体として新たに行うものや、既存の事業を拡充し、発展させる事業)に対し、補助金を交付する(補助率80%)。最長3年間 【補助基準額】 申請団体が単独で実施する事業(限度額30万円) 申請団体が他の市民公益活動団体、自治会、本市等と協議により実施する事業(限度額50万円)</p>	<p>鎌ヶ谷市 市民活動推進課 TEL 047-445-1274</p>
<p>市民が主役のまちづくり事業支援補助金 (R3年度予算額 8,500千円)</p>	<p>主に市内で活動するNPO、市民団体、ボランティア等</p>	<p>【趣旨】 地域の活性化や特色あるまちづくりに役立つ公益的な事業を自主的に行う市民活動団体を支援するため補助金を交付する。 【補助率等】 自由企画 市民生活に関わる幅広い分野の活動を対象 (補助限度額100万円、補助割合7割(初年度のみ8割)、補助回数最大5回まで) 地域ボランティア 環境美化活動や福祉、子育てに関するボランティア活動を対象 (補助限度額20万円、補助割合10割、補助回数制限なし) 未来の担い手 これからの君津市を担う学生主体の活動を対象 (補助限度額50万円、補助割合10割、補助回数制限なし) 子どもの居場所づくり 子ども食堂、学習支援事業や遊び場の提供、放課後等における子どもの居場所づくりを行う活動を対象 (補助限度額100万円、補助割合10割、補助回数制限なし) 地域の交流の場づくり 地域課題の解決や地域の魅力をつくるための話し合いの場・交流の場の創出を行う活動を対象 (補助限度額100万円、補助割合10割、補助回数制限なし)</p>	<p>君津市 市民環境部市民活動支援課 TEL 0439-56-1565</p>

<p>浦安市市民活動補助金 (R3年度予算額 160千円)</p>	<p>次の要件を全て満たす市民活動団体 浦安市内において活動していること 主たる活動範囲が浦安市内であること 定款または規約を有すること 年間の活動計画を有すること 適切な会計(決算)処理が行われていること 構成員が自立促進事業に応募の場合は5人以上、活性化事業補助金に応募する場合は10人以上であること 団体の代表者・事業責任者・役員が浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会の委員になっていないこと 国、県及び市などから団体の運営について補助金を受けていないこと 暴力団もしくはその統制下にある団体ではないこと 宗教活動や政治活動を主たる目的としている団体ではないこと</p>	<p>地域で抱える社会的問題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、市民活動団体が自ら企画立案し実施する公的性の高い、団体の自立・発展に効果的な事業について、その事業費の一部を補助する。以下の部門から補助対象候補事業をそれぞれ2事業程度選定する。 自立促進事業(はじめの一歩) 会員確保を目的とした団体活動内容の宣伝に関する事業など、団体の自立を促進するのに効果的な事業を対象とする。 ・補助対象経費総額の100%または10万円のどちらか低いほうを上限とする ・1団体1回まで。 活性化事業(ステップアップ) 活動期間が1年以上の団体が主体性をもって行う事業であって、公益性が高く、団体の活動を発展させるのに効果的な事業を対象とする。 ・補助対象経費総額の80%または50万円のどちらか低いほうを上限とする。 ・1団体3回まで。 「子供の居場所」づくりへの直接的な支援ではないが、市民活動団体より関連事業の応募があり、選定の結果、補助対象事業となれば「子供の居場所」づくりに関連する事業に活用される可能性がある。</p>	<p>浦安市 市民経済部市民参加推進課 TEL 047-712-6059</p>
<p>浦安市まちづくり活動補助金 (R3年度予算額 2,400千円)</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たす「まちづくり活動団体」で個人ではないこと。 団体の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。 適切な会計処理が行われていること。 団体設立から、原則1年以上経過していること。 暴力団またはその統制下にある団体ではないこと。 宗教活動や政治活動(選挙活動を含む。以下同じ。)を主たる目的としている団体ではないこと。 事業提案をする団体の代表者、事業責任者又は役員が、浦安市市民活動及びまちづくり活動補助金選定委員会又は浦安市市民参加推進会議の委員でないこと。 市税を滞納していないこと(該当する団体のみ)。</p>	<p>市の行政課題や地域課題を解決するために、団体と市が連携及び協力して進める事業であり、団体や市が単独で事業を実施するよりも市民、団体、市にとって有益となる相乗効果が期待される事業が対象となる。 一般提案部門 まちづくり活動団体が自由にテーマ設定をすることができる部門。 行政提案部門 行政が提示したテーマに対し、事業を提案する部門。 ・応募は1団体につき1事業まで。 ・補助対象候補事業はそれぞれの部門で1事業ずつ選定する。 ・補助額300万円を上限として交付する。 「子供の居場所」づくりへの直接的な支援ではないが、まちづくり活動団体より関連事業の応募があり、選定の結果、補助対象事業となれば「子供の居場所」づくりに関連する事業に活用される可能性がある。</p>	<p>浦安市 市民経済部市民参加推進課 TEL 047-712-6059</p>
<p>プレーパーク運営事業 (R3年度予算額 2,906千円)</p>	<p>プレーパーク(冒險遊び場)を業務委託された事業者</p>	<p>創造性、協調性、自主性を育み、健全な心身の発達を促すことができる空間を提供することを目的として、プレーパーク事業を行っており、委託および次のような支援を行っている。 事業広報、啓蒙活動支援 公共施設利用時の減免等 賠償責任保険の加入</p>	<p>四街道市 健康こども子育て支援課 TEL 043-421-6124</p>
<p>協働事業提案制度 (R3年度予算額 1,600千円)</p>	<p>次の要件の全てに該当する市民活動団体または地域活動団体 市内在住・在勤を含む5人以上で構成されていること 定款・規約など組織運営の規定があること 原則1年以上の活動実績があること 政治・宗教活動、暴力団等と関係がないこと 市民提案型(スタート部門)については、の要件を備え、かつ今後にを備えることが見込まれる新規団体等のみが対象</p>	<p>市と協働して地域課題の解決に向けた取組を行う事業に対して補助金を交付する。 ・市民提案型(一般部門) 補助対象経費の2/3(上限50万円) 同一団体から同趣旨の提案ができるのは3回まで ・市民提案型(スタート部門) 補助対象経費の10/10(上限5万円) 過去に協働事業を提案したことがある団体は提案できない</p>	<p>袖ヶ浦市 企画政策部市民協働推進課 TEL 0438-62-3102</p>

<p>白井市市民団体活動支援補助金 (R3年度予算額 960千円)</p>	<p>不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的として、自主的かつ自発的に行う団体(市民活動団体、NPO法人など。法人格は問わない)</p>	<p>市民活動団体等が実施する公益活動に必要な経費の一部を補助するもの。補助金の種類は、団体、事業の種類によって2種類あります。 活動促進型(補助金額7万円以内) 公益活動を行っている、又はこれから公益活動を行おうとする団体で、公益性があり団体の活動を促進させる事業 活動発展型(補助金額25万円以内) 1年以上継続して公益活動を行っている団体で、公益性が高く地域課題の解決を目指し、団体の活動を発展させる事業</p>	<p>白井市 市民活動支援課 TEL 047-401-4078 <a href="http://www.city.shiroi.chiba.jp/manabu/volunteer/v06/1532043759249.html">http://www.city.shiroi.chiba.jp/manabu/volunteer/v06/1532043759249.html</a></p>
<p>市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金 (R3年度予算額 600千円)</p>	<p>市内で活動する10人以上のグループや団体</p>	<p>地域の特性を活かした地域づくりや人づくりの活動を行う事業 補助対象経費の1/2以内(1事業200千円を上限)、補助期間3年以内</p>	<p>富津市 市民部市民課市民活動推進係 TEL 0439-80-1252</p>
<p>子どもの未来応援事業 (R3年度予算額 600千円)</p>	<p>市内に主たる活動の場がある団体で、子どもの居場所づくり事業を行うもの</p>	<p>子どもたちが心豊かでたくましく成長するために必要な食事、学習、団らん等の場を提供する事業に補助金を交付する。1団体につき1年間上限300,000円、途中開始又は途中終了した場合は月割。新規団体については開始に要する経費を上限50,000円補助。</p>	<p>いすみ市 子育て支援課 TEL 0470-60-1120</p>

<東京都>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
子供の居場所創設事業 (R3年度予算額 75,524千円)	区市町村 (区市町村が認めた者へ委託又は補助を行うことができる。)	学習支援や食事の提供、保護者への援助などを一体的に行う居場所づくりを支援する。生活困窮者自立支援法の子どもの学習・生活支援事業実施要領に記載されている「(1)学習支援」、「(2)居場所の提供」、「(5)親への養育支援」のうちいずれか1つ以上を全児童を対象(小学生を必須)として実施した上で、都が定める基準を満たした場合、都補助を行う。 補助率(基準額に対し) 運営費 1/2 施設整備費 10/10	東京都 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課子育て事業担当 TEL 03-5320-4371
子供食堂推進事業 (R3年度予算額 5,494,000千円の内数) 子供家庭支援区市町村包括補助事業の一部で実施	区市町村 (区市町村が認めた者へ委託又は補助を行うことができる。)	子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した活動を支援するとともに、子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援する。  補助率(基準額に対し) 子供食堂の開催 1/2 配食・宅食による取組(加算) 10/10  令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急対応策として実施する。	東京都 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課子育て事業担当 TEL 03-5320-4371
子供サポート事業立上げ支援事業 (R3年度予算額 3,666,000千円の内数) 地域福祉推進区市町村包括補助事業の一部で実施	区市町村	民間団体が生活困窮世帯の子供に対して支援を行う事業の立上げや、民間団体間の連携推進等に取り組み区市町村への補助を行う。 立上げ支援事業 立上げアドバイザー配置事業 【補助率】1/2	東京都 福祉保健局生活福祉部地域福祉課生活援助担当 TEL 03-5320-4072
新宿区子ども未来基金 (R3年度予算額 6,035千円)	以下の活動を行う構成員が5人以上の団体 ・「学び」「共食」「体験」の機会、「活動の場」の提供、子どもの情緒や創造性の育成又は孤食や育児の孤立化を防止する活動 ・「ひとり親家庭」「生活困窮家庭」等、困難を抱えた子どもや家庭を支援する活動 ・子どもの発育発達や不登校、思春期のこころの問題などを抱える子どもとその保護者を地域でサポートする活動	平成28年4月に「新宿区子ども未来基金」を設置し、基金を活用して子どもの育ちを支援する以下の活動に助成を行う。 (1)助成額の上限 支援を必要とする子どもと子育て家庭を継続的に支える活動(概ね月1回以上の活動が見込まれ、継続的に行う活動) 助成上限額 50万円 子どもの健やかな成長を支える活動、子育て家庭の福祉の向上を図り、子ども達の生きる力を育むことに寄与する活動(1回又は複数回で完結する活動) 助成上限額 18万円 (2)助成率 対象経費に対し 1回目 10/10、2回目 3/4、3回目以降 1/2 (3)団体への助成件数 年度ごとに2活動まで 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に対応して購入する経費について加算して助成を行う。(助成上限額10万円、助成率10/10)	新宿区 子ども家庭部子ども家庭課企画係 TEL 03-5273-4261 <a href="http://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/kodomok02_002040.html">http://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/kodomok02_002040.html</a>

<p>提案公募型協働事業(Bチャレ) (R3年度予算額 4,000千円)</p>	<p>区内を活動対象としている任意団体・NPO法人・一般社団法人・企業等</p>	<p>ボランティア・NPO・企業・行政・学生(学校)・ソーシャルビジネス等による地域課題解決の事業、解決に向けて協働をするためのチャレンジに対する活動に助成します。 助成額 50万円/1団体(地域活性) 100万円/1団体(課題解決) 助成総額 400万円(年間)</p>	<p>文京区 区民部区民課地域振興・協働推進係 TEL 03-5803-1167  社会福祉法人文京区社会福祉協議会 地域連携ステーション・フミコム TEL 03-3812-3044</p>
<p>社会福祉協議会地域福祉事業(子ども食堂等支援事業) (R3年度予算額 2,907千円)</p>	<p>区内で子ども食堂を運営する団体等</p>	<p>文京区社会福祉協議会が実施する「子ども食堂運営支援金助成」事業の経費の一部を補助する。</p>	<p>文京区 子ども家庭部子育て支援課 TEL 03-5803-1353  文京区社会福祉協議会 TEL 03-5800-2942</p>
<p>台東区子供育成活動支援事業補助金 (R3年度予算額 9,420千円)</p>	<p>・台東区内で事業を実施する社会福祉法人、特定非営利活動法人その他区長が認めた団体(右欄(1)) ・構成員が5名以上の団体(右欄(2)(3))</p>	<p>(1)台東区内に居住している子供及びその保護者に対し、次に掲げる全ての事業を継続的に行うもの 子供が集い、交流する場の提供及び子供の交流の促進に関する事業 学習指導及び相談、進学相談等に関する事業(必要実施回数週2回) 栄養バランスの取れた食事を提供する事業(必要実施回数月2回)  補助率 基本分 10万円×実施月数 推進分 30万円  (2)台東区内に居住している子供及びその保護者に対し、次に掲げる全ての事業を継続的に行うもの 子供が集い、交流する場の提供及び子供の交流の促進に関する事業 学習指導及び相談、進学相談等に関する事業(必要実施回数週1回)  補助率 基本分 2万円×実施月数 推進分 2万円×実施月数  (3)台東区内に居住している子供及びその保護者に対し、次に掲げる全ての事業を継続的に行うもの 子供が集い、交流する場の提供及び子供の交流の促進に関する事業 栄養バランスの取れた食事を提供する事業(必要実施回数月1回)  補助率 基本分 2万円×実施月数 推進分 2万円×実施月数  推進分は、当該年度に新規で事業の実施場所を開設した場合又は当該必要実施回数を超えて実施した場合に加算。ただし、(1)における推進分の加算は当該年度において1回限りとする。</p>	<p>台東区 区民部子育て・若者支援課 TEL 03-5246-1237</p>
<p>子ども食堂支援事業 (R3年度予算額 2,930千円)</p>	<p>江東区内の子ども食堂運営事業者</p>	<p>子どもやその保護者と地域との交流の場を創設し、かつ、子の食の確保に貢献することも食堂運営事業者に対して活動に必要な経費の一部を補助する。 &lt;補助内容&gt; ・運営経費補助・新規開設経費補助・運営指導経費補助 補助率いずれも10/10(上限あり)</p>	<p>江東区 子ども未来部こども家庭支援課こども家庭担当 間宮・蛭田・小林 TEL 03-3647-9230</p>
<p>子供食堂推進事業 (R3年度予算額 6,000千円)</p>	<p>品川区内の子ども食堂運営者</p>	<p>地域の子どもたちへの食事や交流の場を提供する子ども食堂の取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援する。 補助率等は東京都補助事業基準に準じる。</p>	<p>品川区 子ども未来部子育て応援課家庭支援係 TEL 03-5742-6385</p>



目黒区地域学習支援団体運営補助金 (R3年度予算額 200千円)	NPO法人等	地域に根差した学習支援団体の活動経費の一部を補助することにより、安定的・継続的な活動環境を整備し、子どもの学習機会の確保及び安心できる居場所づくりを進め、支援を要する子どもの健全な育成を図る。	目黒区 子育て支援部子育て支援課子育て支援推進係 TEL 03-5722-8723
世田谷区子ども基金助成事業 (R3年度予算額 15,360千円)	区内で子育て支援活動を行う団体等	助成対象事業 妊娠期・乳幼児期の子どもや親への支援活動 学齢期の子どもや親への支援活動 中高生世代に係る子どもの自立を支援する活動 貧困・虐待等支援を必要とする家庭を支える活動や児童養護施設・里親等の社会的養護に係る活動 多世代交流や地域との連携等に子育て支援活動 【助成上限額】 3年以上継続して活動している団体会員が10人以上 = 50万円、上記事業のうち100万円上限枠については「他のモデルとなる事業」「地域への貢献・還元が高く見込まれる事業」「活動の発展が見込まれる計画性がある事業」とする。 活動期間が1年以上の団体会員が5人以上 = 25万円 活動期間が1年未満の団体会員が2人以上 = 10万円 個人への助成 = 5万円	世田谷区 子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当 TEL 03-5432-2569 <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/007/001/d00120177.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/007/001/d00120177.html</a>
子どもの学び場運営スタートアップ補助事業 (R3年度予算額 4,640千円)	区内で主に小学校1年生～4年生を対象に、学校の宿題等自主学習を支援する団体	学習習慣の定着や学習でのつまづき予防のため、主に小学校低学年を対象に自主学習を支援する団体の活動費の一部を助成 【助成上限額】 48万円 休暇時活動加算や食育加算あり、参加人数が11名以上だった場合	世田谷区 子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当 TEL 03-5432-2406 <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/007/002/d00190662.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/007/002/d00190662.html</a>
こどもテーブル助成 (R3年度予算額 63,298千円)	渋谷区社会福祉協議会	渋谷区社会福祉協議会が実施する「こどもテーブル」事業に対して経費の一部助成と、区施設利用の便宜を図っている。	渋谷区 子ども家庭部子ども青少年課子ども青少年育成係 TEL 03-3463-2578  渋谷区社会福祉協議会子ども支援課こどもテーブル係 TEL 03-5457-0221
中野区子ども食堂運営助成金 (R3年度予算額 3,600千円)	区内の子ども食堂	子ども食堂の運営費を助成。 各団体2事業まで申請可能。 1事業につき年間30万円が上限。	中野区 子ども教育部 子ども・教育政策課 TEL 03-3228-3262 Email kodomo-tyosei@city.tokyo-nakano.lg.jp
子ども食堂推進事業補助金 (R3年度予算額 3,900千円)	としま子ども食堂ネットワークに参加する子ども食堂を運営する団体等	子ども食堂の安定した活動を支援するために補助金を交付する。 補助基準額は1食堂当たり 年額24万円+12万円( )=36万円限度 令和3年度は感染症対策費として上乗せ	豊島区 子ども家庭部子ども若者課地域支援グループ TEL 03-3981-2187

<p>子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業 (R3年度予算額 10,040千円)</p>	<p>北区内で事業(子ども食堂)を実施するNPO法人やボランティア団体</p>	<p>〔対象事業〕 ・食事の提供に関すること ・勉強や遊びなど、子どもが安心して過ごせる環境づくりに関すること等 〔開催頻度〕 月2回以上、定期的実施すること 〔補助金額〕 ・初期経費 10万円を上限 (対象 工事請負費、備品購入費、教育訓練費、食品衛生責任者 ) ・運営経費 26万円を上限( 継続団体は36万円を上限) ・配食・宅食事業のみ実施する場合は14万円を上限 ( 継続団体は24万円を上限) ・食堂事業及び配食・宅食事業のいずれも実施する場合は40万円を上限 ( 継続団体は50万円を上限) (対象 賃借料・会場借上費、需用費、消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費、役員費、交通費、保険料、通信費、配送料 ) 初期経費の申請は初年度のみ</p>	<p>北区 教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課 次世代育成係 TEL 03-3908-9097</p>
<p>荒川区子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業 (R3年度予算額 16,615千円)</p>	<p>10人以上の構成員がいる団体(子ども食堂事業にあっては5人以上) (ただし、過半数が荒川区の区域内居住者又は勤務又は通学者であるものに限る)</p>	<p>(1)子どもの居場所づくり事業 生活困窮世帯、ひとり親家庭その他の支援を必要とする家庭の子どもを対象とした、週1回程度以上行われる居場所事業 学習体験事業に対し次の基準額のとおり補助を行う。 〔基準額〕 実施1回あたり1万5千円+参加対象者1千円/人 実施1回あたり5千円+参加対象者5百円/人 (2)子ども食堂事業 主に、生活困窮世帯、ひとり親家庭その他の支援を必要とする家庭の子どもを対象とした、食堂事業に対し次の基準額のとおり補助を行う。 〔基準額〕 実施1回あたり7千円+参加対象者3百円/人</p>	<p>荒川区 子ども家庭部子育て支援課子育て事業係 TEL 03-3802-3111 (内線3812) <a href="https://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate/shisetsu/kodomonoibasho.html">https://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate/shisetsu/kodomonoibasho.html</a></p>
<p>外遊びの場提供事業補助金 (R3年度予算額 4,428千円)</p>	<p>社会福祉法人、特定非営利活動法人など地域社会において子育てを支援する事業を実施する団体</p>	<p>子どもの心身の発達、社会性の育成に資することを目的に、公園等のひろばにおいて、木、土、水等といった自然の素材を利用し、子どもが自由な発想で遊びができる場を提供する事業に対して、必要な経費を予算の範囲内で補助する。</p>	<p>練馬区 子育て支援課子ども育成係 TEL 03-5984-5827</p>
<p>足立区子どもの未来応援活動団体支援事業補助金 (R3年度予算額 8,000千円)</p>	<p>子どもの健やかな成長を支援する活動団体</p>	<p>あだち子どもの未来応援基金を活用し、区内の子どもの健やかな成長を支援する活動団体の事業継続を支援するための補助金制度。事業目的の範囲内において「子供の居場所」支援が補助対象に含まれる。 (1)補助金額 20万円(上限) (2)補助率 1年目から3年目 3/4 4年目以降 1/2</p>	<p>足立区 あだち未来支援室子どもの貧困対策・若年者支援課 TEL 03-3880-5717</p>
<p>子ども食堂推進事業補助金 (R3年度予算額 1,440千円)</p>	<p>子供食堂事業実施者(東京都補助事業基準に準じる)</p>	<p>子ども食堂を運営する団体に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の子どもたちに食事及び交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するとともに、子ども食堂の開催に加え、弁当や食材の配食、宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子ども食堂の取組みを支援する。 *補助率等は東京都補助事業基準に準じる。</p>	<p>足立区 あだち未来支援室子どもの貧困対策・若年者支援課 TEL 03-3880-5717</p>

<p>足立区公益活動げんき応援事業助成金 (R3年度予算額 9,000千円)</p>	<p>足立区NPO活動支援センターの登録団体で、足立区内を主な活動地域としているNPO団体やボランティア団体。 足立区地区町会自治会連合会などの地縁団体。 足立区内を活動地域としている一般社団法人。 社会福祉法人のうち、足立区内で公益活動を行う団体と協働して事業を行うもの。</p>	<p>寄附と区の拠出金からなる協働・協創パートナー基金を活用し、区内の公共性・公益性の高い活動や地域貢献活動を支援するための助成金制度。NPO団体等の活動を支援するものであり、「子供の居場所づくり」が補助の対象に含まれる。 【事業対象経費】 げんき応援コース 上限10万円 ステップアップコース 上限60万円 *助成率 1年目10/10 2年目2/3 3年目1/2  【令和元年度助成件数】 16件(5件) 4件(2件) *( )子どもの居場所に関する事業の採択件数</p>	<p>足立区 あだち未来支援室協働・協創推進課 区民協働推進係 TEL 03-3880-5020</p>
<p>子ども・若者支援活動費助成 (R3年度予算額 10,600千円) R3年度補正予定</p>	<p>子ども・若者の自立や健やかな育成及び社会生活を円滑に営むことができるように支援していくことを目的として活動(を予定)している団体</p>	<p>支援対象の団体が、困難や事情を有する区内の子ども・若者を対象に、区内で行う支援活動の立上げ及び運営経費を補助 立上げ 10/10(上限20万) 運営 2/3(上限最大60万 ) 活動内容により異なる。</p>	<p>葛飾区 子ども応援課子ども応援係 TEL 03-5654-8578</p>
<p>子ども食堂運営支援事業 (R3年度予算額 4,800千円)</p>	<p>子ども食堂運営者</p>	<p>子ども食堂の安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するため、食堂の運営に必要な費用の一部を補助する。 運営に係る費用の10/10(1回あたり1万円・年間24万円上限)</p>	<p>八王子市 子ども家庭部子どものしあわせ課 TEL 042-620-7391</p>
<p>子どもの学習支援事業 (R3年度予算額 14,812千円)</p>	<p>市内在住の中学生(主に生活保護受給者、低所得者に周知しているが限定はしていない。)</p>	<p>無料の学習支援教室を開設。高校進学を目指し、将来自立して生きる力を育むための支援。週1回90分、市内4ヶ所の公共施設で学力に応じた対面指導を行う。学習相談のほか全般的相談にも対応し、学習支援教室や関係機関への案内も行う。 補助率1/2</p>	<p>立川市 生活福祉課面接係 TEL 042-523-2111 (内線1574)</p>
<p>子どもの支援に係る地域連携強化事業 (R3年度予算額 10,080千円)</p>	<p>民間の子ども・子育て支援団体 (子ども・コミュニティ食堂や学習・生活支援事業実施団体など)</p>	<p>子ども・コミュニティ食堂や学習支援など、子どもを支援する民間団体への運営支援や団体同士の連携に関わる支援を、都の補助金を活用し、武蔵野市民社会福祉協議会に委託する。 ・業務内容 (1)子ども・コミュニティ食堂の新規開設相談対応及び事業運営支援 (2)子どもの学習・生活支援事業の新規開設相談対応及び事業運営支援 (3)子ども・子育て支援団体への助成金交付事務 (4)関係部署及び関係機関、地域の民間団体間の連携の推進 (5)子どもの支援情報の広報 ・事業費の内訳 委託料10,080千円</p>	<p>武蔵野市 子ども家庭部子ども子育て支援課 TEL 0422-60-1239</p>

<p>子ども食堂推進事業補助金 (R3年度予算額 1,200千円)</p>	<p>三鷹市内で子ども食堂を実施する団体で、次のいずれにも該当するもの 原則として子ども食堂を継続して毎月1回以上実施すること 1回当たり10人以上の参加できる規模で実施すること 参加する子どもの食物アレルギーの有無を確認していること 事故発生時の対応のための保険に加入していること 等</p>	<p>子ども食堂事業を実施する団体に対し、経費の一部を補助することにより、地域の子どもへの食事及び交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援すること、並びに子ども食堂の開催に加え、配食及び宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な取組を支援する。 【交付金額の上限】 ・子ども食堂の取組1月当たり20千円かつ年度当たり240千円 (ただし、令和3年度は上記に1月当たり10千円を上乗せし、年度当たり360千円) ・配食・宅配による取組(加算) ・1食堂当たり年額600千円を上限 【対象経費】 旅費、需用費、役務費、使用料、配送料</p>	<p>三鷹市 子ども政策部児童青少年課 TEL 0422-45-1151 (内線2712)</p>
<p>青梅市子ども食堂推進事業補助金 (R3年度予算額 720千円)</p>	<p>市内において、地域の子供へ食事および交流の場を提供する取組を行う民間団体等(都補助事業基準に準ずる)</p>	<p>18歳以下の子供およびその保護者(以下「利用者」という。)が気軽に立ち寄り、栄養バランスのよい食事を取りながら交流を行う場(以下「子ども食堂」という。)を、月1回以上、定期的に提供する取組について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することで子供の健全な育成を図ることを目的とする。 (1)子ども食堂の提供にかかる取組 月額20,000円、ただし、感染症対策費として上記に1月あたり10,000円を上乗せをする(子ども食堂1か所あたり年間360,000円を上限)、補助率10/10 (2)上記(1)に加え、宅食・配食による取組(加算)1食堂あたり年額600,000円を上限)、補助率10/10</p>	<p>青梅市 子ども家庭部子ども家庭支援課支援係 TEL 0428-22-1111 (内線2391) Email div1720@city.ome.lg.jp</p>
<p>府中市地域子ども・子育て応援事業補助金 (R3年度当初予算額 1,019千円)</p>	<p>6人以上の構成員がいる団体 (ただし、過半数が府中市内に住所を有する者又は市内に勤務又は在学する者であること。)</p>	<p>民間団体等による子どもたちへの食事や親との交流の場を月1回以上提供する取組について、地域に根差した活動を安定的に実施できるように支援し、子どもの健全育成を図る。 【補助基準額】 子ども食堂の実施1回当たり1万円(年額24万円上限) 補助率 10/10 子育てひろばの開催 年額4万8千円上限 補助率 10/10</p>	<p>府中市 子ども家庭部子育て応援課推進係 TEL 042-335-4192</p>
<p>子ども食堂推進事業 (R3年度予算額 2,520千円)</p>	<p>昭島市の区域内で子ども食堂を実施する民間団体</p>	<p>地域の子ども達へ食事や交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するため、取組に係る経費の一部を補助する。(補助基準等については、要綱整備中)</p>	<p>昭島市 子ども家庭部子ども育成課子ども育成支援担当 TEL 042-519-5715</p>
<p>子ども食堂等推進事業 (R3年度予算額 1,200千円) 昨年度は調布市子どもの食の確保緊急対応事業</p>	<p>子ども食堂等の事業者(東京都子供食堂推進事業に関する補助金及び市の補助基準に準ずる)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及び学校等の臨時休業に伴い、在宅の子どもやその保護者を対象に食事の提供を行う子ども食堂等の事業者の運営経費を支援することで、地域との交流の継続を図る。 (1)子供食堂の開催 1食堂あたり 月額20千円×12月 ただし、令和3年度は感染症対策費として上記に10千円/月を上乗せ 年間360千円を上限 (2)(1)に加え、配食・宅食による取組(加算) 1食堂あたり 年額600千円を上限 その他、子ども食堂以外のフードバンクやフードパントリー等の都の補助基準に該当しない団体への支援を市で補助基準を設け支援することを検討中</p>	<p>調布市 子ども生活部子ども政策課子ども政策係 TEL 042-481-7757 昨年度は児童青少年課が担当課</p>
<p>子ども食堂推進事業補助金 (R3年度予算額 840千円)</p>	<p>子供食堂事業実施者</p>	<p>子ども食堂を運営する団体に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の子どもたちに食事及び交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援する。補助率等は東京都補助事業基準に準じる。</p>	<p>小金井市 子ども家庭部子育て支援課 TEL 042-387-9836</p>

<p>子どもの学習支援事業費補助金 (R3年度予算額 90千円)</p>	<p>市内の無料塾事業実施者</p>	<p>様々な家庭の事情により学ぶことが困難な子どもたちに対し、学習習慣の定着及び学力の育成を図るため、子どもの学習を支援する事業を実施する団体に対して、補助金を交付する。(1団体上限3万円)</p>	<p>日野市 健康福祉部セーフティネットコールセンター TEL 042-514-8542 Email s-net@city.hino.lg.jp</p>
<p>令和3年度国立市子どもの居場所づくり事業補助金 (R3年度予算額 9,400千円)</p>	<p>小学生から18歳までを対象とし、子どもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所を提供するもの。 【市内で青少年育成の活動をしている、または青少年育成の活動を予定している団体及び個人であること。】</p> <p>0歳から18歳までを対象とする学習支援を通じて、子どもや子育て家庭への居場所を提供するもの。 【市内で青少年育成の活動をしている団体及び個人であること。】</p> <p>令和元年度までは 子ども食堂実施団体または個人も含まれていたが、令和2年度と令和3年度は「子どもの食応援事業」として、実績のある団体には別枠で補助金を交付している。 対象は、0歳から18歳までを対象とする食の支援を通じて、子どもや子育て家庭への居場所を提供するもの。 【市内で青少年育成の活動をしている団体及び個人であること。】</p>	<p>将来を担う子どもたちが、地域のひととのふれあいによって、豊かな人間性や社会性を身に付けること、また、子育て家庭が地域で孤立することなく、支え合いの中で子育てができるようにすることを目的として、地域における子どもの居場所事業を実施する団体及び個人に対して、補助金を交付する。 支援対象の は35万円 は50万円を上限とする。</p> <p>「子どもの食応援事業」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、食に不安を覚える子どもや子育て家庭に対し、食事を提供することを目的として、子ども食堂事業を実施する団体及び個人に補助金を交付する。 1回3万円、週1回までを補助の限度としている。</p>	<p>国立市 児童青少年課児童・青少年係 TEL 042-576-2111 (内線198) Email sec_jidosyonen@city.kunitachi.lg.jp</p>
<p>ひきこもり支援事業補助金 (R3年度予算額 570千円)</p>	<p>市内にひきこもり等の青少年を対象とするフリースペースを開設するNPO法人又は以下に掲げる事項を満たす団体とする。 当該団体の目的に賛同して入会した個人及び団体を10人以上有すること。 団体の名称、代表者及び主たる事務所を有すること。 年に1回以上、構成員の全員に参加を呼びかけて総会を開催し、事業報告及び会計報告を行い、運営方針等について意見交換すること。 団体として収入・支出は予算に基づき行い、会計簿を備えること。</p>	<p>ひきこもり等の青少年の居場所の拡大を図るために、任意の事業者の自主的な活動を保障するとともに、地域でのフリースペース活動に必要な家賃の一部を助成することにより、事業者の負担軽減を図り、もって地域社会におけるひきこもり問題に関する理解を促進することを目的とした事業。フリースペースを開設するに当たり賃借している施設の家賃とする。なお、家賃とは、対象事業者が事業の月額家賃(共益費、駐車場使用料等を除く)に1/2を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。</p>	<p>狛江市 子ども家庭部子ども政策課企画支援係 TEL 03-3430-1111 (内線2312)</p>
<p>子ども食堂運営支援補助金 (R3年度予算額 180千円)</p>	<p>市内に主たる活動の拠点を有し、地域活動、子どもの支援に資する福祉活動等に関する活動実績を有し、次に掲げる要件を満たす法人その他の団体。 1年以上継続して子ども食堂を運営する意思及び能力を有すると認められること。 組織及び運営に関する事項を定めた会則又は規約等があること。 政治的又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。 活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。 狛江市暴力団排除条例(平成25年条例第17号)に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。 団体及び団体の代表者が市税等の滞納をしていないこと。</p>	<p>子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる地域の居場所づくりや保護者への子育て支援を目的に、市内で「子ども食堂」を実施している団体に対して、年額30,000円を上限に経費の一部を補助する。対象経費は、食材費、消耗品費、印刷製本費、保険料、会場使用料とする。</p>	<p>狛江市 子ども家庭部子ども政策課企画支援係 TEL 03-3430-1111 (内線2312)</p>
<p>子供食堂推進事業 (R3年度予算額 3,360千円)</p>	<p>子供食堂事業実施者</p>	<p>家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごす事が多い子どもに対してNPOやボランティア活動等が地域と連携しながら取り組む居場所づくりの運営にかかる経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりの推進を図る。</p>	<p>清瀬市 子ども家庭支援センター TEL 042-495-7701</p>

<p>多摩市子ども食堂事業補助金 (R3年度予算額 2,400千円)</p>	<p>市内の子ども・だれでも食堂運営者(東京都補助事業基準に準じる)</p>	<p>食事の提供等を通じて子どもの交流の場を開催する取組を実施する団体に対し、その事業費の一部を補助することにより、地域の子どもの居場所づくりを推進し、必要な支援に繋げる活動の支援を行う。(東京都「子供食堂推進事業」により実施)</p> <p>【補助基準額】 子ども・誰でも食堂の開催 実施1回当たり1万円(年額24万円上限) 補助率 10/10</p>	<p>多摩市 子ども青少年部 児童青少年課子ども・若者育成係 TEL 042-338-6958 (内線2545)</p>
<p>中高生の居場所づくり事業 子ども居場所事業補助金 (R3年度予算額 370千円)</p>	<p>いなぎFFネットワーク</p>	<p>【概要】 毎週水曜日(午後4時から午後8時)に実施している中高生の居場所に対する活動費補助。子どもの貧困対策ではなく、親でも先生でもない第三者の大人とかわりかもてる精神的な居場所の意味合いがある。</p> <p>【補助率】 予算の範囲内</p>	<p>稲城市 子ども福祉部児童青少年課青少年係 TEL 042-378-2111 (内線242)</p>
<p>あきる野市地域子ども育成リーダー提案事業補助金 (R3年度予算額 1,000千円)</p>	<p>提案事業を行う地域子ども育成リーダー 市が主催する研修を修了し、市長から認定を受けた方々</p>	<p>地域の実情に応じた創意工夫のある取組によって、子どもの育成、子育て支援等を推進するため、広く市民を対象とした事業に補助を行う。 (予算の範囲内において上限額20万円)</p>	<p>あきる野市 子ども家庭部子ども政策課 TEL 042-558-1111 (内線2681) <a href="http://www.city.akiruno.tokyo.jp/000006338.html">http://www.city.akiruno.tokyo.jp/000006338.html</a></p>
<p>あきる野市子ども食堂推進事業補助金 (R3年度予算額 480千円)</p>	<p>子ども食堂実施者</p>	<p>地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組に要する経費の一部を補助する。補助基準額は活動1回当たり1万円(年額24万円上限)。</p>	<p>あきる野市 子ども家庭部子ども政策課 TEL 042-558-1111 (内線2681)</p>

<神奈川県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
平塚市市民活動推進補助金 (R3年度予算額 3,000千円)	次のいずれも満たすNPO法人、市民活動団体、地域活動団体 活動拠点が市内にあること 構成員が5人以上、そのうち3人以上は市民で組織されていること 組織運営に関する定款、会則、規約等があること	より多くの市民活動が活発に展開され、市を魅力と活力あるまちにしていくなため、補助金の交付により市民活動を支援するもの <入門コース>事業費の10/10 上限10万円 <発展コース>事業費の9/10～7/10 上限50万円 <組織基盤整備コース>事業費の10/10 上限20万円  市民活動に対する補助金であるが、補助の対象に「子どもの居場所」づくりが含まれる。	平塚市 市民部協働推進課 TEL 0463-21-9618
横浜市子どもの居場所づくり活動支援補助金 (R3年度予算額 300千円)	横浜市内において身近な地域における子どもの居場所づくりを目的とした取組を自主的に行う又は行う予定がある団体・グループ等	横浜市内において実施する次に該当する取組に対して補助金を交付する(上限10万円)。 (1)新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を実施しながら、主に子どもを対象に食事の提供や学習支援を行う、身近な地域における子どもの居場所づくりを目的とした取組 (2)月1回以上の継続的な取組 (3)参加費が無料又は低廉(実費相当程度)であること。	横浜市 こども未来局企画調整課 TEL 045-671-4281
川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業 (R3年度予算額 10,000千円)	社会福祉法人やNPO法人等の営利を目的としない団体で、一定の要件を満たしていること。	子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い、支え合うことのできるまちを目指し、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対して補助金を交付する。 補助率:1/2(ただし、新規応募団体かつ新規取組の場合、補助率1/2適用なし) 上限額:実施日数によって、上限額20万円、40万円、60万円、80万円	川崎市 こども未来局青少年支援室 TEL 044-200-2668
定時制生徒自立支援業務委託事業 (R3年度予算額 4,726千円)	本市の委託事業を行う社会福祉法人等	校舎内のオープンスペースを活用して、授業前や放課後に生徒の相談等に対応するコーディネーターとサポートスタッフを配置し、定時制生徒の自立を支援するための業務を委託する。	川崎市 教育委員会事務局学校教育部指導課 TEL 044-200-3243
ミライカナエル活動サポート事業 (R3年度予算額 6,500千円)	一定の要件を満たしている市民活動団体等	今後の人口構造の変化や住民ニーズの多様化を起因とする地域課題へ対応するため、叶えたい未来を想定し、その目的に向かって企画提案する市民活動団体に対し、立ち上げ期から発展期に至るまで、段階的に支援するもの。 スタート支援コース【一般枠・コース枠】 事業費の100% 上限20万円 ステップアップ支援コース 事業費の80%以内 上限50万円 協働コース 事業費の100% 上限 1年目150万円 2年目100万円 市民活動に対する補助金であるが、補助の対象に「子どもの居場所」づくりが含まれる。	藤沢市 市民自治部市民自治推進課 TEL 0466-50-3516

<p>プレイパーク事業(協働事業) (R3年度予算額 200千円)</p>	<p>プレイパーク事業実施団体</p>	<p>地域社会全体で子どもの遊びや育成に関わり、子ども自身が本来持つ力を発揮しながら社会の中で成長していける環境を整える。市民団体の意向に即し、年間7回程度のプレイパーク開催運営費の一部を負担する。 年間 200,000円</p>	<p>小田原市 子ども青少年部青少年課 TEL 0465-33-1723</p>
<p>地域の見守り拠点づくり事業 (R3年度予算額 2,435千円)</p>	<p>各地区の拠点づくり事業の主催団体</p>	<p>地域総ぐるみで子どもを見守り育てるというスクールコミュニティの理念のもと、子どもたちの安全確保と健全育成を図るため、地域にある空間を活かして体験学習等の機会を提供し、子どもたちの居場所の基礎づくりを行う。 1地区年間 上限65,000円(居場所型)                   上限120,000円(子ども食堂型)</p>	<p>小田原市 子ども青少年部青少年課 TEL 0465-33-1723</p>
<p>小田原市市民活動応援補助金交付事業 (R3年度予算額 2,000千円)</p>	<p>一定の要件を満たしている市民活動団体</p>	<p>市民が自発的に行う市民活動を財政的に支援することにより、市民活動の活性化と自立を図り、市民参加によるまちづくりを進める。 スタートアップコース(事業費の100% 上限10万円) ステップアップコース プランA(事業費の70% 上限20万円) ステップアップコース プランB(事業費の50% 上限30万円) 市民活動に対する補助金であるが、「子どもの居場所」づくりが含まれる。</p>	<p>小田原市 市民部地域政策課 TEL 0465-33-1458</p>
<p>茅ヶ崎市市民活動げんき基金補助制度 (茅ヶ崎市市民活動推進補助制度) (R3年度予算額 3,000千円)</p>	<p>次の要件をすべて満たす団体 市内で主に活動している市民活動団体 3人以上で構成される団体で、構成員の1/2以上が市民(市内在勤、在学を含む)であること。 団体の活動内容に関する情報をホームページ等で公開していること。 市から他の補助金(団体の運営に係るものを除く)を受けていないこと。 茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等がその構成員でないこと</p>	<p>活力あふれる地域社会を実現するために、先駆性、専門性など市民活動の持つ特性を生かし、市民活動団体が実施する市民ニーズに応じた多様で柔軟な事業(茅ヶ崎市民が受益者となり得る公益的な事業)に対して経費の一部を補助する。 市民活動スタート支援(本制度による補助を受けたことがない団体) 上限額 1事業あたり10万円(対象経費の9/10) 同一団体への補助は1回限り 市民活動ステップアップ支援(市民活動スタート支援を受けたことがある団体、または設立後2年以上の団体) 上限額 1事業あたり60万円(対象経費の8/10) 同一団体への補助は3回まで(年度ごとに審査あり)</p>	<p>茅ヶ崎市 市民自治推進課協働推進担当 TEL 0467-82-1111</p>
<p>茅ヶ崎市子ども食堂支援事業補助金 (R3年度予算額 1,480千円)</p>	<p>一定の要件を満たす子ども食堂運営団体</p>	<p>市民や企業の皆様からの寄附を基に創設した「茅ヶ崎市子ども未来応援基金」を活用し、子ども食堂の開設経費及び運営経費を助成するもの。令和6年度までのうち、連続する3箇年度を時限的補助としている。 開設経費 (1団体1回)10万円を上限とし補助対象経費の1/2以下の額 運営経費 月毎の開催回数に応じた額×事業実施月数を上限とし、補助対象経費の1/2以下の額 月1回の開催月 5,000円/月 月2回の開催月 10,000円/月</p>	<p>茅ヶ崎市 こども育成部子育て支援課子育て推進担当 TEL 0467-82-1111</p>
<p>自然の遊び場運営事業 (R3年度予算額 360千円)</p>	<p>NPO法人(プレイパーク実施団体)</p>	<p>遊びを通して子どもの成長を促し、社会の中で生活していくことができる力を育むことを目的として、自然を活かした遊び場(プレイパーク)を開催する。当初は協働事業提案制度により採択された事業であったが、現在は委託事業として、年間6回程度のプレイパークを運営できる市内のNPO法人に業務委託している。(36万円)</p>	<p>逗子市 教育部子育て支援課青少年育成係 TEL 046-873-8581</p>



<p>秦野市子どもの居場所運営事業費補助金 (R3年度予算額 80千円)</p>	<p>市内において、子どもの居場所を運営する市民団体</p>	<p>将来を担う子どもたちの健やかな成長を促進させる環境づくりの一環として運営される子どもの居場所運営事業に対し支援するもの。 (1)補助対象となる事業内容(主な条件) 定期的に開催し、かつ、年8回以上実施する計画があること(当年度の4月1日の段階で、既に開催実績があること) 子どもとの遊び・交流、見守り活動を行うこと(食事の提供又は学習の支援は可能な範囲で実施) 食事を提供する場合は、子どもには無料又は低額(100円程度/1食)で実施すること (2)補助率 補助対象経費の1/2(上限2万円/年額) (3)補助対象経費 消耗品費、食材費、印刷製本費、保険料、会場使用料</p>	<p>秦野市 こども健康部子育て総務課子育て総務担当 TEL 0463-86-3460</p>
<p>厚木市市民活動推進補助金 (R3年度予算額 800千円)</p>	<p>市内に拠点がある公益的な市民活動を行う団体</p>	<p>市民活動を推進し、活力ある地域社会の発展と市民福祉の向上に資することを目的に、次のいずれかに該当する事業のうち、その内容が適当と認められるものに交付する補助金 保健、医療又は社会福祉の増進を図る事業 環境の保全を図る事業 教育、文化及びスポーツの向上を図る事業 子育て環境の充実を図る事業 その他不特定かつ多数のものの利益の増進を図る事業 補助金額は、補助対象経費の合計額の2/3又は15万円のいずれか低い額を上限とする。 補助率は、補助金交付回数によって異なる。</p>	<p>厚木市 市民協働推進課 TEL 046-225-2141</p>
<p>厚木市市民協働事業提案制度 (R3年度予算額 4,977千円) (R1年度予算4,830千円、うち子ども食堂実施予算額820千円(3団体)だったが、R1年度で本制度の対象となる3年間に満了したため、R2年度以降は子ども食堂は対象外、その他の子どもの居場所づくりに関する事業は対象となる。)</p>	<p>市内に拠点がある公益的な市民活動を行う団体</p>	<p>市民活動団体と行政が、地域課題又は社会課題を解決するため、協定書を締結し、役割分担を決め、共に事業を実施する制度。経費負担額は、支援対象経費の合計額又は200万円のいずれか低い額を上限とする。 経費負担割合は、事業実施年数によって異なる。</p>	<p>厚木市 市民協働推進課 TEL 046-225-2141</p>
<p>こども食堂支援事業(補助金) (R3年度予算額 2,400千円)</p>	<p>子どもの居場所づくりや子育て支援を目的としてこども食堂を運営する団体</p>	<p>こども食堂を設置・運営する際の費用の一部を補助 初期経費(1団体1回)10万円以内 運営経費 食事提供事業 1万7千円×実施回数(最大48回分)以内、世代間交流・学習支援事業 3千円×実施回数(最大48回分)以内 世代間交流・学習支援事業は、食事提供事業に追加して行う場合のみ補助事業の対象。</p>	<p>大和市 こども・青少年課 TEL 046-260-5224 www.city.yamato.lg.jp/web/seishou/seishou01211631.html</p>
<p>NPO法人ドリームプレイウッズ事業(補助金) (R3年度予算額 363千円)</p>	<p>NPO法人ドリームプレイウッズ</p>	<p>地域の自然環境を活用し、子どもたちに自然体験の機会を設け自由な遊びを通して、自主性・創造性を育む拠点としての森の遊び場づくりを支援する。</p>	<p>綾瀬市 健康こども部こども未来課青少年健全育成担当 TEL 0467-70-5655</p>
<p>綾瀬市市民活動応援補助金(きらめき補助金) (R3年度予算額 1,200千円)</p>	<p>次の要件の全てに該当する市民活動団体が対象 (1)主な活動場所又は運営拠点が市内にある団体 (2)構成員が3人以上の団体</p>	<p>主に市民を対象とした市民活動(公益的な事業)が対象 【補助区分】 いぶき 1団体10万円以内(1回まで) はぐくみ 1事業20万円以内(3回まで) はばたき 1事業50万円以内(5回まで) 2団体以上と協働で実施  市民活動に対する補助金であるが、補助の対象に「子どもの居場所」づくりが含まれる。</p>	<p>綾瀬市 市民環境部市民活動推進課市民共創・多文化共生担当 TEL 0467-70-5640</p>

<p>寒川町地域子育て環境づくり支援事業 (R3年度予算額 300千円)</p>	<p>次の要件の全てに該当する団体が対象 町内を拠点として活動する団体 5人以上で構成される団体 構成員の半数以上が町内在住、在勤又は在学の者である団体</p>	<p>地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進するため、子育て支援に関する事業を行う団体に対して補助金を交付する。 【補助金額】 30万円を限度として、1団体ごとに1年度につき1回 【対象事業】 地域子育て支援を行うボランティア団体等の活動の立ち上げに伴う事業 地域の実情に応じた創意工夫のある取り組みで、かつ、地域における子育て力を育み、きめ細やかな子育て支援活動を推進するための事業</p>	<p>寒川町 子育て支援課子ども家庭担当 TEL 0467-74-1111</p>
<p>二宮町町民活動推進補助金 (R3年度予算額 1,600千円)</p>	<p>一定の要件を満たしている町民活動団体</p>	<p>町民が自発的に行う町民活動を財政的に支援することにより、町民活動の活性化と自立を図り、町民参加によるまちづくりを進める。 スタートアップ支援 対象経費の100% 上限5万円 ステップアップ支援 対象経費の80% 上限20万円</p>	<p>二宮町 地域政策課 TEL 0463-71-3313</p>
<p>開成町子ども・子育て支援活動助成事業 (R3年度予算額 320千円)</p>	<p>構成員の過半数以上が開成町民(在勤又は在学している者を含む)であり、自主的に運営されていること 3人以上で組織された団体で、町内を拠点に活動している、又は活動する予定であること</p>	<p>長期休業時における子どもの居場所づくり事業 子どもの遊び場づくり事業 ひとり親家庭や生活困窮家庭等の子どもや家庭を支援する事業 (学習支援や子ども食堂) 発達に支援を必要とする子どもや家庭を支援する事業 その他町長が必要と認める事業</p>	<p>開成町 子育て健康課 TEL 0465-84-0327</p>